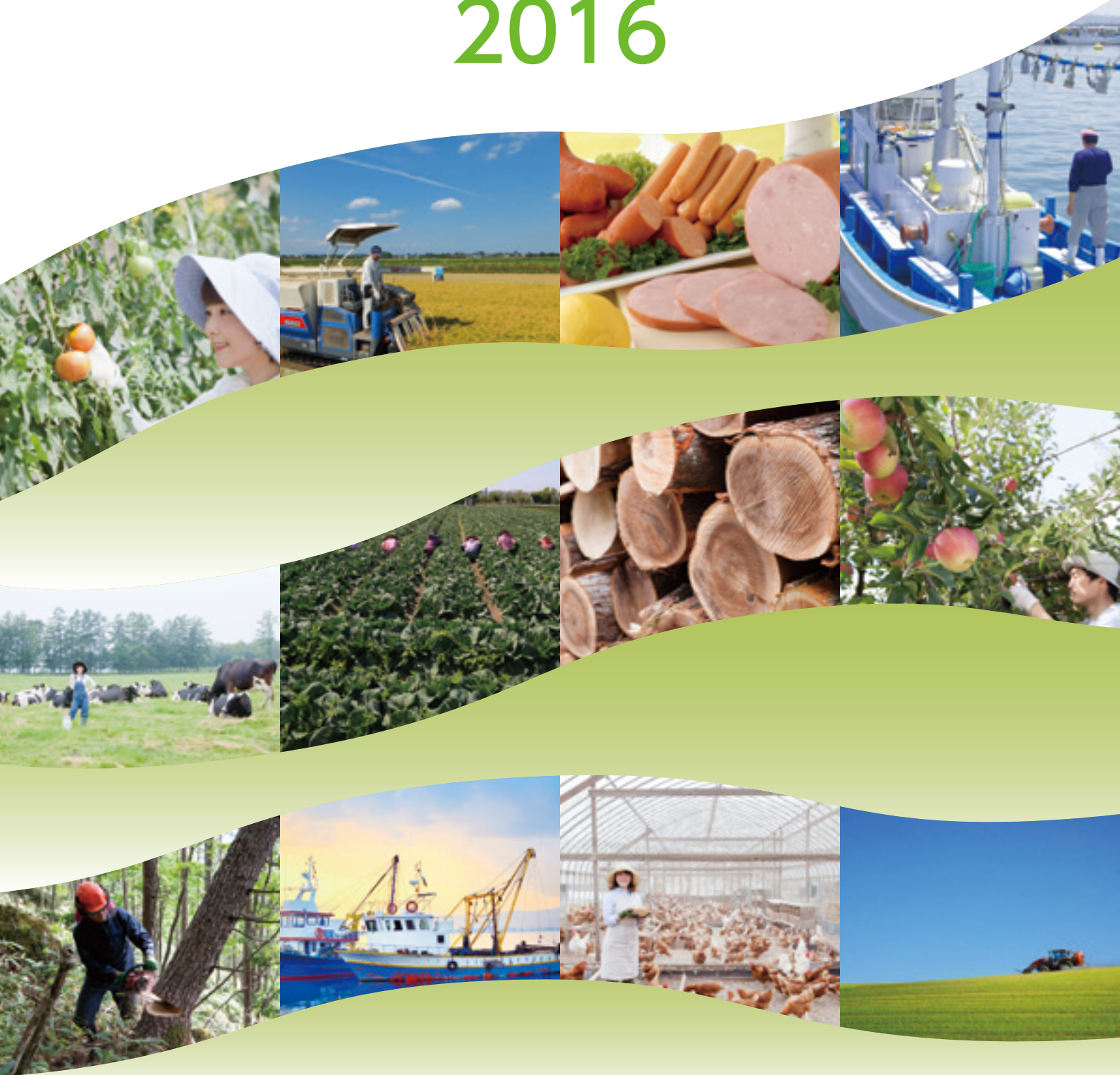


日本政策金融公庫
農林水産事業のご案内
2016



日本政策金融公庫

Contents

2	ごあいさつ
3	日本政策金融公庫の概要
4	農林水産事業の概要
4	主な業務の内容
5	融資の状況と特徴
5	農業分野
7	林業分野
9	漁業分野
11	食品産業分野
13	多様な経営支援サービスの提供
16	農林漁業分野における民間金融サポートの推進
17	融資制度
17	事業目的別にみた主な融資制度
19	融資制度にかかるお知らせ
21	実績資料
22	ご相談窓口一覧

(注)本誌の計数について

1. 単位未満の計数

件数及び金額の単位未満は切り捨てています。

また、比率(%)は原則として表示前桁を四捨五入しています。したがって、合計欄の計数は、内訳を集計した計数と一致しない場合があります。

2. 表示方法

単位に満たない場合は「0」と、該当数字のない場合は「—」と表示しています。

ごあいさつ

日本政策金融公庫(日本公庫)農林水産事業に対する皆さまの日頃のご理解とご協力に心からお礼申し上げます。

また、このたびの熊本地震により被災された皆さまへ心よりお見舞い申し上げます。

日本公庫農林水産事業は、国の施策に沿って、農林水産業・食品産業に携わる皆さまの経営発展の支援や自然災害の影響などに対するセーフティネット機能の発揮のため、長期の融資を行うとともに、多様な経営支援サービスの提供や民間金融機関のサポートに取り組んでおります。

昨年度は、内外の諸情勢の変化のもとで新たに攻めの経営展開に取り組む農業経営者の皆さまに対し、事業の将来性、成長性などを積極的に評価して融資を行う事業性評価融資の取組みを本格的に開始しました。

また、引き続き、農業分野においては地域農業の中心経営体となる担い手農業者や新規就農者の皆さま、林業分野においては高性能機械導入を行う素材生産業者や国産材の利用促進を行う林産加工業者の皆さま、漁業分野においては持続可能で収益性の高い生産・操業体制への転換に取り組む皆さま、そして食品産業分野においては国産農林水産物の利用拡大に取り組む食品企業の皆さまなどへの支援を積極的に推進してまいりました。

さらに、東日本大震災により被災されたお客さまへの支援や、大雨・台風といった自然災害などの影響を受けられたお客さまの経営の安定などにも尽力してまいりました。

今後とも、農林水産業の成長産業化に向けた各般の政策の展開を踏まえて、農地集積による規模拡大等の生産体制の強化、6次産業化、海外展開等の取組みに対し、融資・出資などを通じて支援するとともに、自然災害や家畜伝染病、急激な経営環境の変化の影響を受けられた皆さまに対しセーフティネット機能を発揮してまいります。



さらに、資金面のほか、多様化する地域のニーズやお客さまの経営課題にお応えするため、国産農産物・加工食品の展示商談会「アグリフードEXPO」による販路開拓支援、農業・林業・水産業の経営アドバイザーによる相談対応や農林水産物などの輸出のサポートなど、きめ細かな経営支援サービスを提供してまいります。特に農業経営アドバイザーについては、農業経営の法人化、民間金融機関による農業融資の活性化等のニーズに対応するため、アドバイザーの活動推進に向け全国段階での協議会を設立したほか、各地でのネットワーク化を積極的に進めてまいります。

私どもは、この「農林水産業の新たな展開」への支援にあたり、これからも「現場本位」をモットーに、農林水産業・食品産業に携わる皆さまの未来をともに考え、関係機関の皆さまとの連携を密にしながら、農林水産業・食品産業の成長と発展に貢献できるよう努めてまいりますので、さらなるご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

株式会社日本政策金融公庫
農林水産事業本部長 高橋 洋

日本政策金融公庫の概要

日本政策金融公庫は、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫を前身とする政策金融機関です。

日本政策金融公庫のプロフィール (平成28年3月31日現在)

- 名称：株式会社日本政策金融公庫(略称：「日本公庫」)
- 設立年月日：平成20年10月1日
- 根拠法：株式会社日本政策金融公庫法
- 本店：東京都千代田区大手町1-9-4
大手町フィナンシャルシティ ノースタワー
- 総裁：細川 興一
- 資本金等：資本金 3兆9,046億円
資本準備金 1兆7,488億円
- 支店等：国内 152支店
海外駐在員事務所 2カ所
- 職員数：7,364人(平成28年度予算定員)
- 総融資残高 18兆7,367億円
- 国民生活事業 7兆 12億円
- 農林水産事業 2兆6,733億円
- 中小企業事業 5兆9,126億円(融資業務)
- 危機対応円滑化業務 3兆 732億円
- 特定事業等促進円滑化業務 762億円

基本理念

● 政策金融の的確な実施

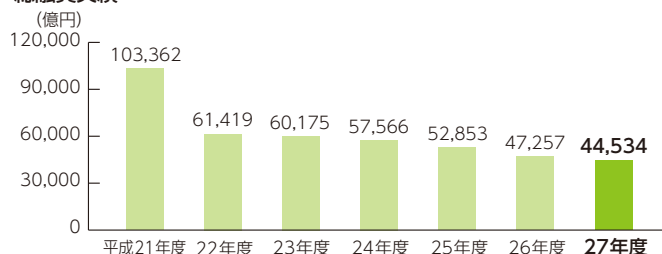
国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施する。

● ガバナンスの重視

高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たす。

さらに、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指す。

総融資実績



日本政策金融公庫の主な業務



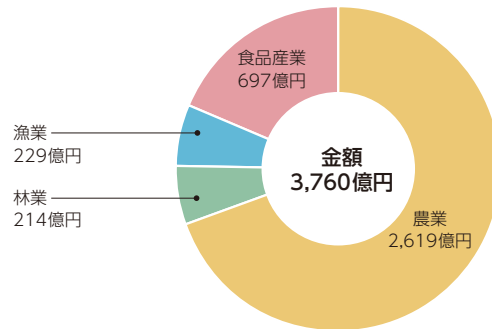
農林漁業の特性を考慮した長期の融資

農林漁業には、「天候などの影響を受けやすく収益が不安定」「投資回収に長期間を要する」といった特性があり、これらを考慮した長期の資金を供給しています。また、国産農林水産物の安定供給、付加価値向上に寄与する食品産業を支援しています。

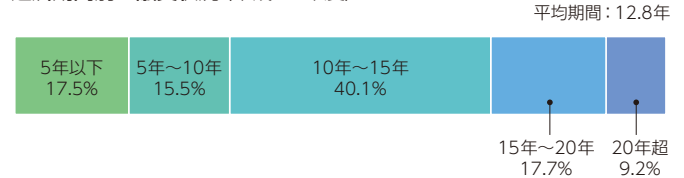
●平成27年度融資実績

農林水産事業は、農林漁業や食品産業の皆さまに対し、12,323件(対前年度比104.0%)、3,760億円(同102.5%)を融資しました。業種別では、農業資金2,619億円、林業資金214億円、漁業資金229億円、食品産業資金697億円となりました。

融資実績(平成27年度)



返済期間別の融資状況(平成27年度)



多様な経営支援サービスの提供

農林漁業や食品産業の皆さまの経営をサポートするために、多様なサービスを提供しています。

●事業資金相談ダイヤル、定期相談窓口の設置

農林水産事業を設置する全国48支店や、事業資金相談ダイヤルのほか、全国123カ所に設置した定期相談窓口で、より身近にご相談を承っています。

●農・林・水産業経営アドバイザー、外部ネットワークとの連携による経営支援

農業・林業・水産業各分野の経営アドバイザーが経営全般に関するさまざまなご相談にお応えしています。

また、業務協力関係にある民間金融機関や外部の専門機関[日本プロ農業総合支援機構(J-PAO)、日本貿易振興機構(JETRO)ほか]と連携し、お客さまが抱える課題に対応しています。

●ビジネスマッチング支援

農林水産物の生産から加工・販売までを広くサポートしている特性を生かして、国産農産物・加工食品の展示商談会「アグリフードEXPO」や「日本政策金融公庫インターネットビジネスマッチング」により、農林漁業者と食品製造・流通業者の皆さまの販路や取引の拡大に向けた取組みを支援しています。

●情報提供

情報誌「AFCフォーラム」「アグリ・フードサポート」や「農業景況調査」「食品産業動向調査」といった各種レポート、プレスリリースやホームページ、メール配信サービスを通じて、お客さまや関係機関の皆さまにとって役立つ情報を提供しています。

農林漁業分野における民間金融サポートの推進

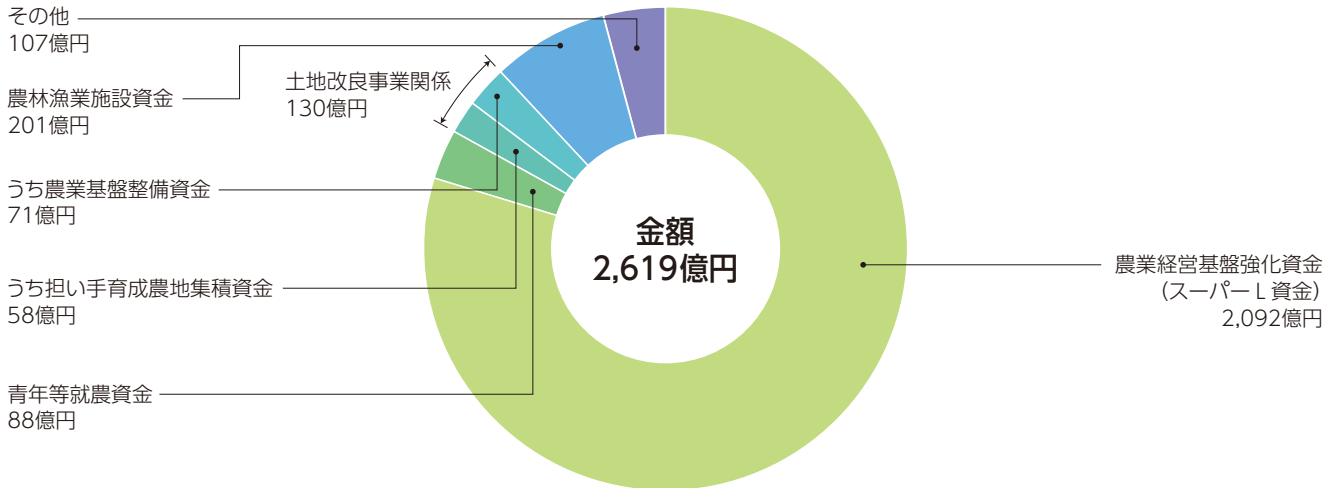
業界動向や農業信用リスク評価などに関する情報(ACRIS^{アクリス})の提供及び出資・証券化支援業務を通じて、民間金融機関が積極的に農林漁業分野の出融資に参入できるよう環境を整備しています。

融資の状況と特徴

農業分野

「食料・農業・農村基本法及び基本計画」の政策展開に沿った資金供給を通じ、
農業者の皆さまの意欲と創意工夫を生かす経営改善の取組みを積極的に支援しています。

融資実績（平成27年度）



経営課題解決のための環境制御型ハウス導入を支援

A社は、ニラ生産が盛んなB県で露地栽培とハウス施設で大規模にニラを生産していますが、天候の影響や旧型ハウスによる栽培管理の難しさから出荷が不安定で、特に高単価で出荷できる時期の生産体制に課題を抱えていました。

こうした課題を抱える中で、天候不順等のリスクへの対応と周年出荷体制の確立、収量向上、生産コスト削減を目的に、A社は環境制御型ハウスの建設を計画しました。

農林水産事業は、A社の経営ビジョン(下表)をもとに、A社とともに課題の洗い出しと解決策を検討したうえで、環境制御の一つとしてハウス内で炭酸ガスを使うことで生育が高まり生産性向上が期待されるなどの事業性があることを評価。環境制御型ハウスの建設に必要な設備資金、長期運転資金について、農業経営基盤強化資金(スーパーL資金:担い手経営発

展支援金融対策)を融資しました。



環境制御型ハウス

経営理念

- ・スケールメリットを生かした、より効率の良いニラ生産・出荷調製体制の確立

将来ビジョン

- ・環境制御型ハウス、従来型ハウス、露地栽培により、リスクヘッジを図りつつ、高単収で周年出荷できる体制を確立

将来ビジョンを達成するための取組事項

- ・環境制御型ハウスを建設し、周年出荷を実施
- ・環境制御型ハウスの生産を軌道に乗せる

事業性評価のポイント

【強み】

- ・施設導入により生産性向上、周年出荷といった課題解決が可能
- ・環境制御の一つとしてハウス内で炭酸ガスを使うことで生育が高まり生産性向上が期待される

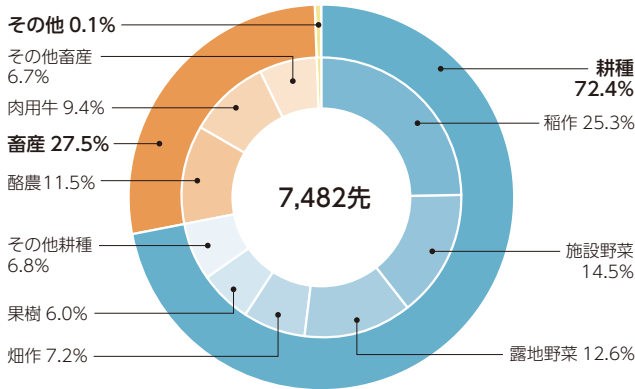
【課題】

- ・新技術の利用にあたって、試験機関等からのデータ収集や十分な技術指導を受け、生産体制を確立することが重要
- ・高品質なニラの訴求ポイントを整理したうえで、より高単価かつ安定した取引が期待できる販路開拓が重要

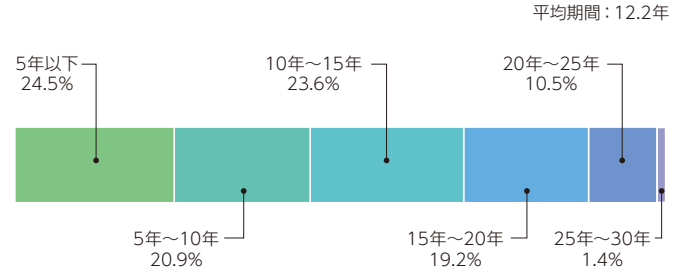
農業の担い手を長期資金の融資により支援しています

稲作や園芸、畜産などの法人経営や大規模家族経営、新規就農者、農業への参入企業など、地域の多様な担い手農業者が取り組む規模拡大やコスト削減、6次産業化（農林漁業者が生産物の高付加価値化のため、一体的に取り組む加工・販売事業など）といった経営改善を、スーパーL資金をはじめとする長期融資で後押ししています。

農業経営改善関係資金（注）の営農類型別融資先数の割合（平成27年度）

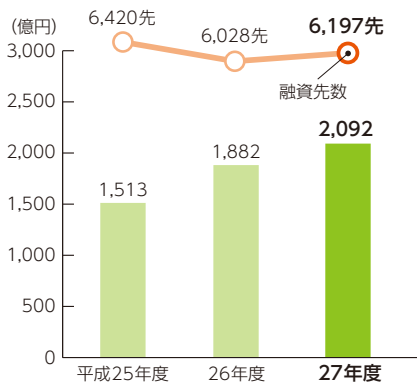


返済期間別の融資状況（平成27年度・農業）

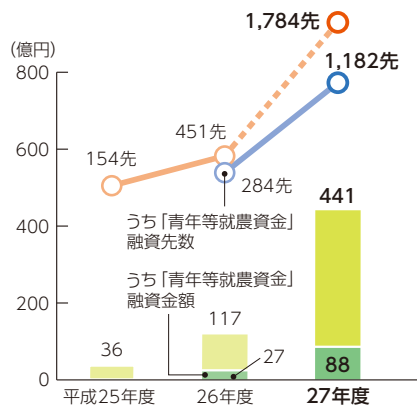


（注）スーパーL資金、農業改良資金、経営体育強化資金、青年等就農資金の融資先の合計。

スーパーL資金融資実績

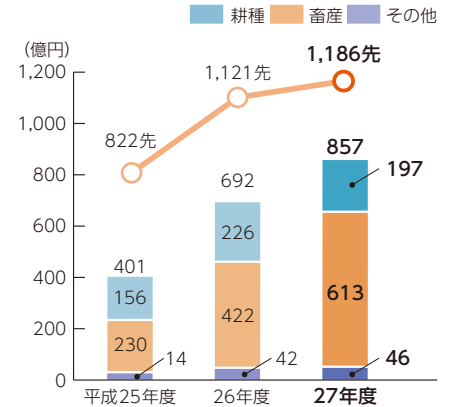


新規就農、農業参入関連の融資実績



（注）平成27年度から、新規就農者を雇用する経営体（農の雇用事業対象先）向けの融資を「新規就農、農業参入関連の融資」に含めて集計を開始しているため、平成26年度との比較はできません。

6次産業化に取り組む方への融資実績（農業）



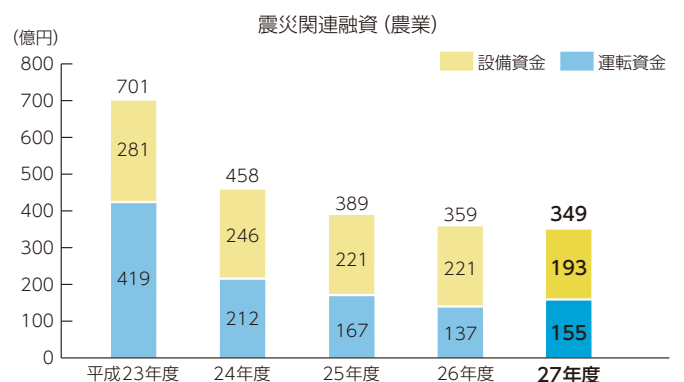
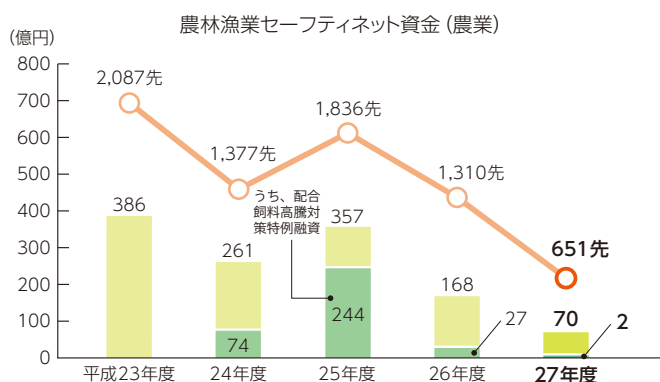
融資の状況と特徴

災害や経営環境の変化に対応したセーフティネット機能を発揮しています

地震、台風といった自然災害や家畜伝染病、農産物の価格下落、飼料価格の高騰などの影響により、一時的に経営が悪化した農業者の皆さまに長期運転資金をはじめとする融資を通じた機動的な支援を行い、セーフティネット機能を発揮しています。

東日本大震災で被災した農業者の皆さまに対しては、設備資金を中心に復興の取組みを支援しました。

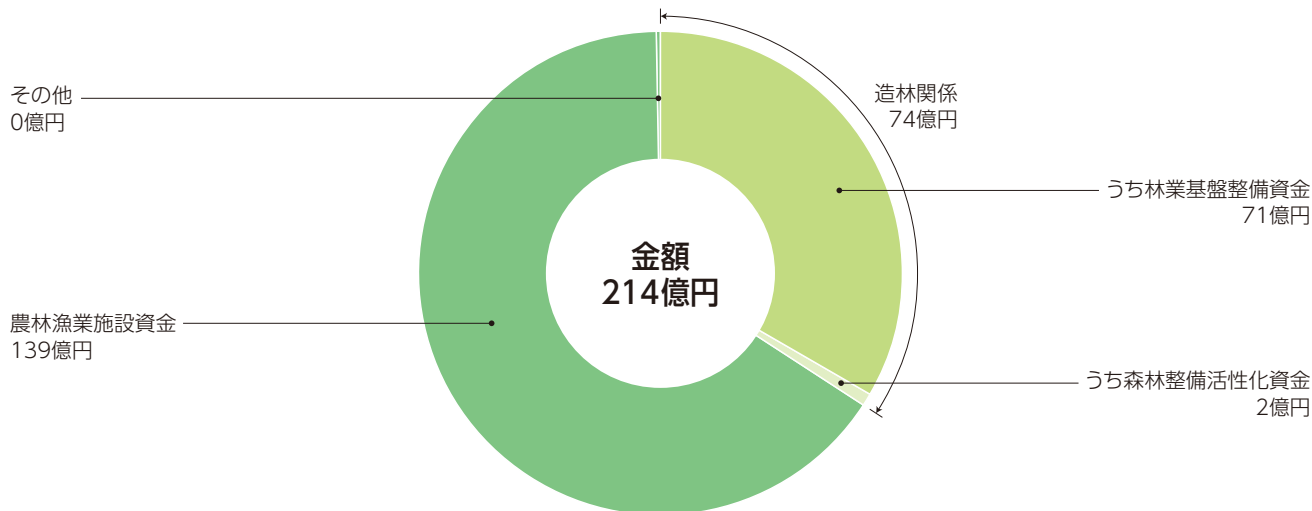
農林漁業セーフティネット資金（農業）及び震災関連融資の実績の推移



林業分野

「森林・林業基本法」の政策展開に沿った資金供給を通じ、多面的機能を有する森林や国産材の供給・加工体制の整備を積極的に支援しています。

融資実績 (平成27年度)



国産材の利用拡大に向けた取組みを行政と一体となって支援

わが国の人工林の多くが本格的な利用期を迎える中で、国産木材の新たな利用先として期待される中高層建築物向けに、木質建材の供給増加が課題となっています。

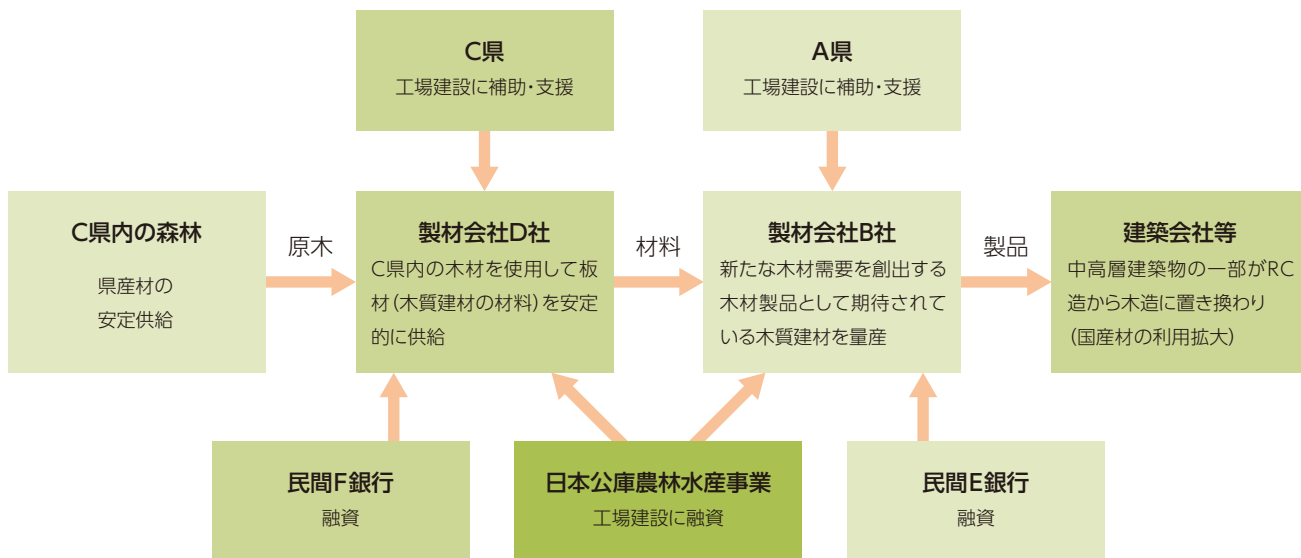
A県内で製材業を営むB社は、A県の補助金を受けるなど行政の支援のもと、木質建材専用機械などを備えた量産工場を建設することになりました。一方、成熟化する県内の森林資源を活用し木材産業の育成などを通じて地方創生を実現したいC県は、木質建材の材料となる板材を県産材で製造しB社の量産工場へ供給するべく、B社とC県内で製材業を営むD社を仲介するとともに、D社の新工場建設への補助金交付など支援を行いました。

農林水産事業は、国産材の利用拡大につながるこの取組みに対し、地元の民間銀行と協調してB社及びD社の工場建設に

必要な資金について農林漁業施設資金(主務大臣指定施設)を融資しました。



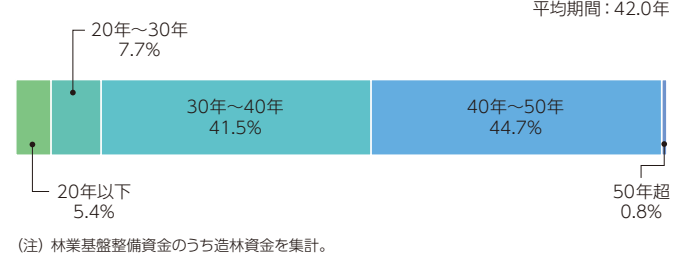
木質建材製造工場



民間金融機関からの資金調達が困難な林業者の皆さまへの融資を担っています

森林の育成には一般的に50年ほど必要で資本回収が超長期となることから、林業経営では民間金融機関からの資金調達が困難な場合や、調達した資金の返済期間が伐採までの期間とミスマッチとなっている場合があります。そのため、農林水産事業は伐採までに必要な超長期の資金を供給し、林業経営を支援しています。

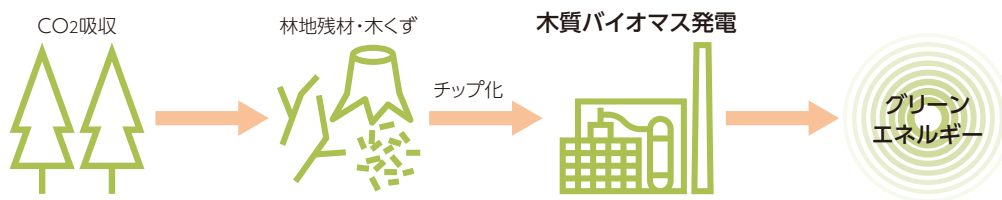
返済期間別の融資状況 (平成27年度・林業^(注))



木質バイオマス資源の利用拡大を支援しています

木質バイオマス資源は地球温暖化防止につながるエネルギー源で、国の森林・林業施策においても、その利用拡大が重要になっています。

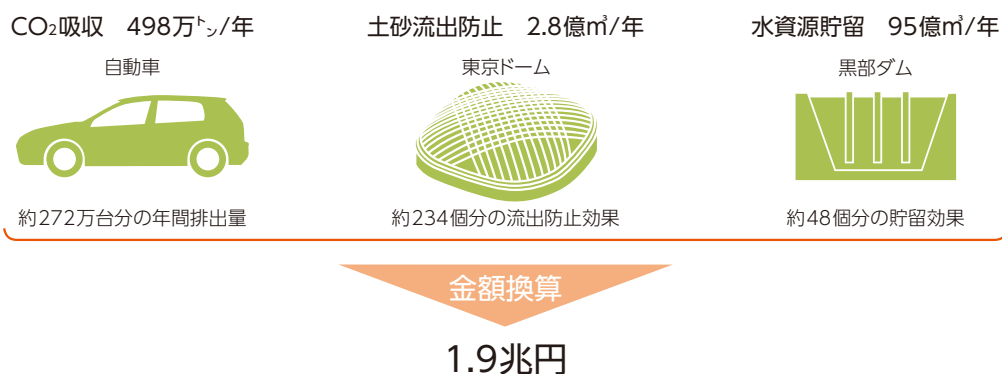
農林水産事業では、林地残材や製材端材などを活用した発電施設の建設や、木くず焚きボイラーの導入などに対して融資を行い、木質バイオマス資源の利用拡大を支援しています。



地球温暖化など環境保全にも貢献しています

森林は適切に管理されることにより、水資源かん養や土砂流出防止、二酸化炭素吸収などの多面的機能を発揮しています。

平成27年度末における林業資金の融資先が保有する人工林128万^(注1)について、多面的機能を過去の研究事例^(注2)から部分的に試算したところ、次のように推計されました。



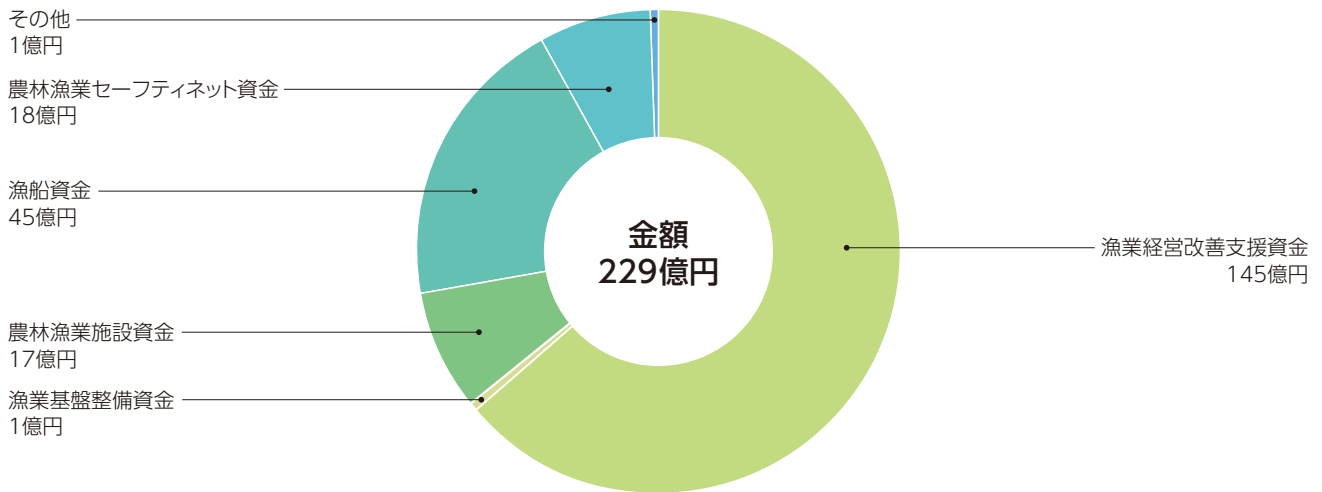
(注1) 人工林面積が不明の場合は、融資先の保有山林面積に全国の人工林比率(林野庁)を乗じて推計。

(注2) 日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価に関する評価について」、国土交通省「自動車輸送統計」、環境省「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令で定める排出係数一覧」、日本自動車工業会「環境レポート2016」。

漁業分野

「水産基本法」の政策展開に沿った資金供給を通じ、水産物の安定供給や水産資源の持続的利用を確保するための取組みを積極的に支援しています。

融資実績 (平成27年度)



東日本大震災で被災した漁港の製氷施設の建設を支援

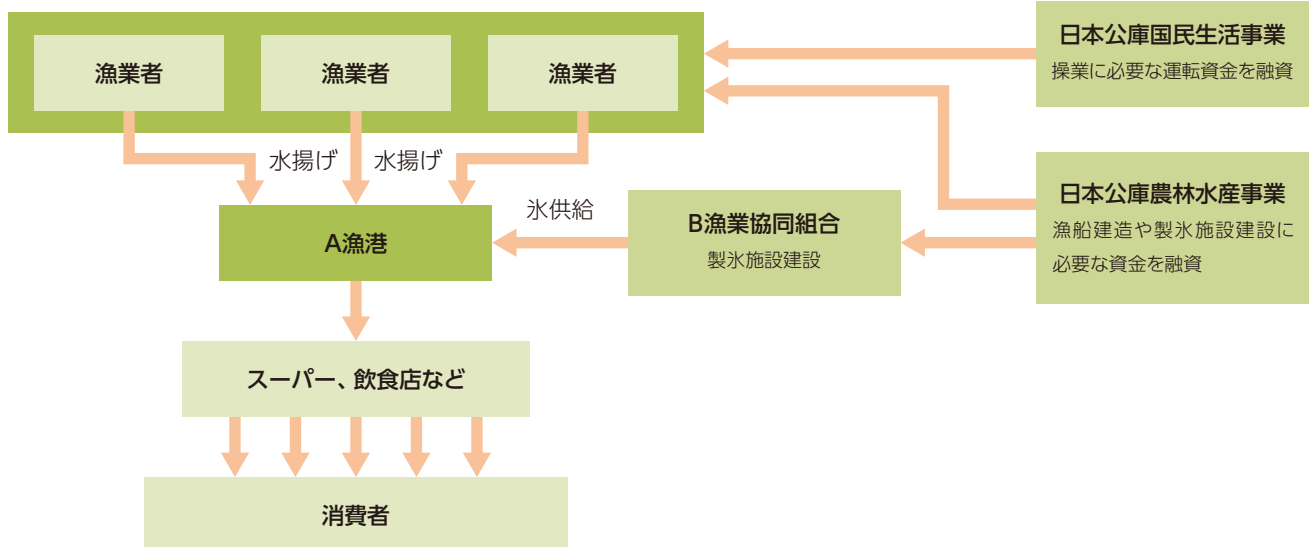
全国でも有数の大中型まき網漁業の基地であるA漁港は東日本大震災による地震・津波で甚大な被害を受け、これまで水揚岸壁や市場施設などを整備するなど復旧・復興が進められてきました。また、B漁業協同組合に所属する複数の大中型まき網漁業者に対して、農林水産事業は漁船建造に必要な資金を、国民生活事業は操業に必要な運転資金を融資するなど、震災からの復旧・復興を一体となって支援してきました。一方、漁獲物の鮮度保持に不可欠となる製氷施設が復旧しておらず、大中型まき網漁業者は他の港に水揚げせざるを得なかったことから、市場開設者であるB漁業協同組合は新型の製氷施設の建設を計画しました。

関連する水産加工業、運送業、観光業等への波及効果も生まれ、地域経済の復興に寄与することが期待されることから、

農林水産事業はA漁港への水揚げにおいて課題となっていた製氷施設の建設資金について、農林漁業施設資金 (共同利用施設) を融資しました。



製氷施設

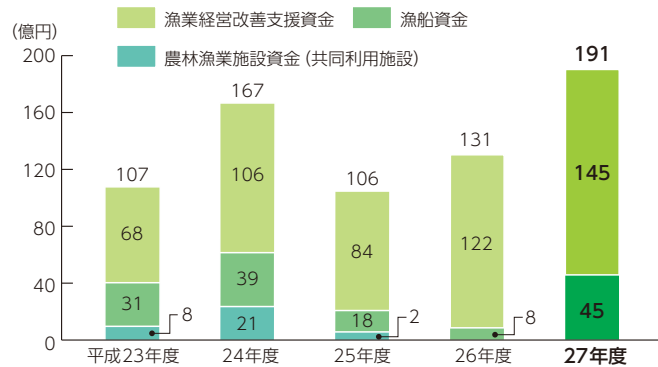


漁業の担い手を支援しています

漁業経営改善支援資金は、漁業の担い手の経営改善を総合的に支援する融資制度です。平成19年度以降、「Gプロ」^(注)への積極的な参画により、融資額は堅調に推移しています。

平成27年度は、大型漁船の建造に積極的に対応し、漁船関係資金の融資が191億円となりました。

漁船関係資金融資実績の推移



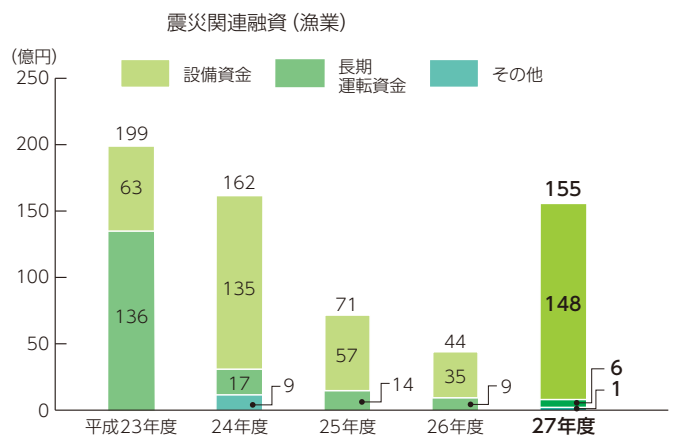
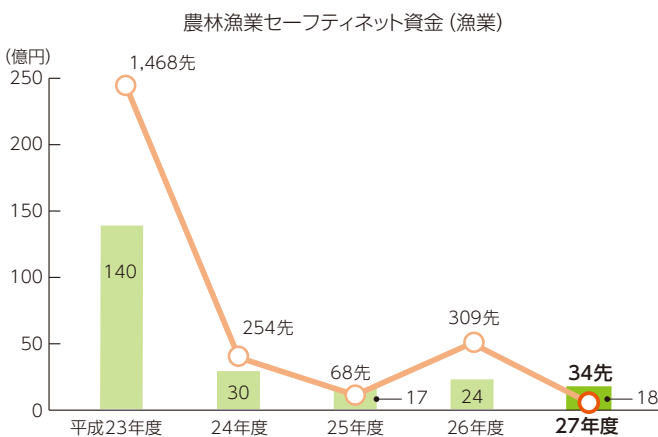
(注)国は平成19年度から、漁業者及び地域が一体となって、漁獲から製品・出荷に至る生産体制を改革して収益性の向上を図る「漁業構造改革推進集中プロジェクト(Gプロ)」を立ち上げています。農林水産事業は漁船の建造・取得資金の融資にとどまらず、漁船漁業の収益性向上に結びつく地域関係者の共同取組み(地域プロジェクト)のメンバーとして参画するなど、積極的に関与しています。

災害や経営環境の変化に対応したセーフティネット機能を発揮しています

津波、赤潮などの自然災害や水産物の価格下落、燃油の高騰などの影響により一時的に経営が悪化した漁業者の皆さまに、長期運転資金をはじめとする融資を通じた機動的な支援を行い、セーフティネット機能を発揮しています。

また、東日本大震災で被災した漁業者の皆さまに対しては、漁船を中心とした設備資金を支援しました。

農林漁業セーフティネット資金(漁業)及び震災関連融資の実績の推移



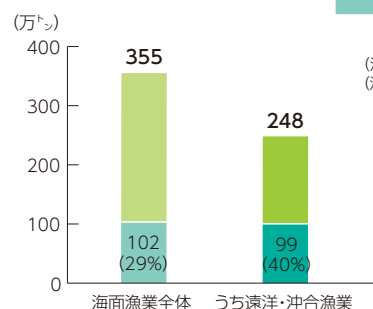
融資の状況と特徴

国内の漁業生産を支えています

農林水産事業の資金を利用した漁業者の平成27年における漁獲量は約102万トン(養殖を除く)と推計されます。これは、国内の海面漁業漁獲量355万トンに対して29%に相当します。

特に、遠洋・沖合漁業に限って見た場合、国内漁獲量の40%に相当し、国内の漁業生産に大きな役割を果たしています。

全国の海面漁業漁獲量^(注1)



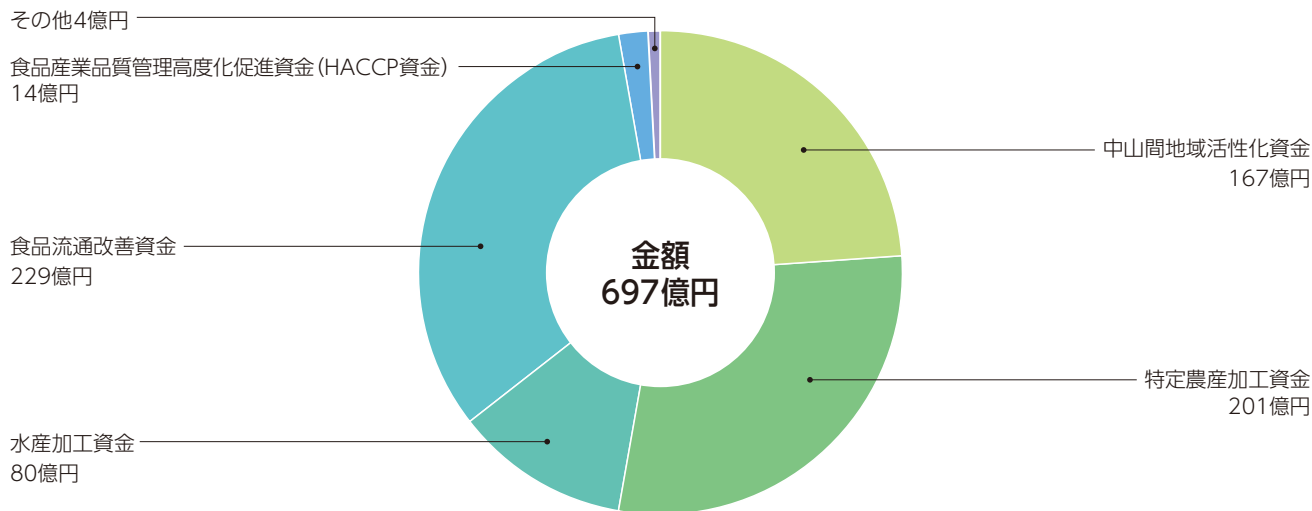
うち 公庫融資先の漁獲量^(注2)

(注1)平成27年漁業・養殖業生産統計。
(注2)平成27年に決算期を迎えた経営体が保有する漁船の船別漁獲量を決算データより集計。グループ企業なども含まれ、漁獲データの報告がない場合もあるため、参考値である。

食品産業分野

国産農林水産物を取り扱う食品製造・流通分野への資金供給を通じ、原材料の安定供給と付加価値向上を図るための取組みを積極的に支援しています。

融資実績 (平成27年度)

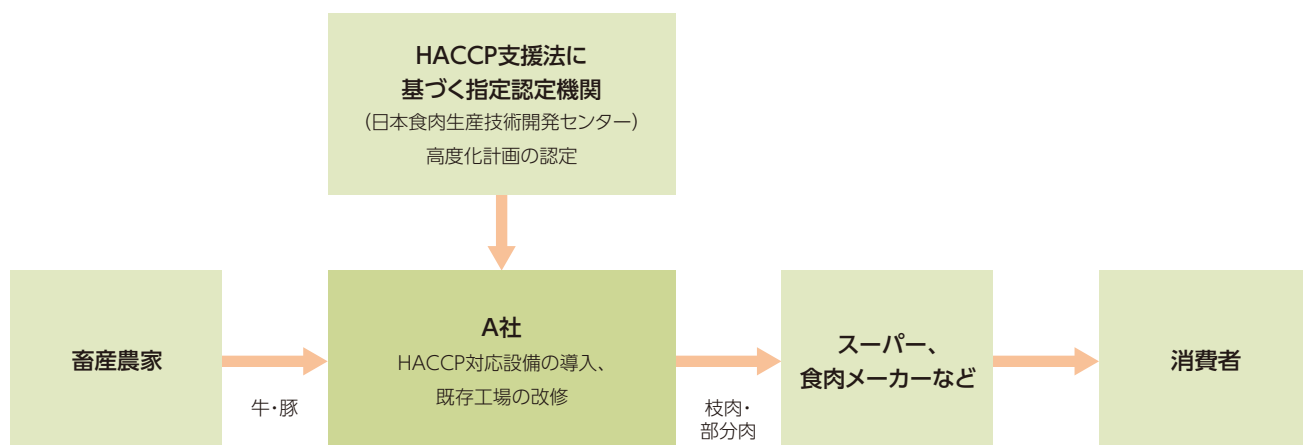


HACCP義務化を見据えた食肉処理工場の衛生管理高度化を支援

牛・豚の生体集荷からと畜、枝肉・副産物販売までを一貫して行うA社では、消費者の食品安全や品質への関心が高まっていることや将来的なHACCP義務化を見据えて、さらなる衛生管理体制の強化に取り組む必要があると考えていました。そこでA社は、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(通称：HACCP支援法)」に基づく高度化計画^(注)を策定し、指定認定機関である公益財団法人日本食肉生産技術開発センターから認定を受け、衛生管理体制の強化を図ることとしました。

農林水産事業では、食肉処理での衛生管理の高度化が図られる点と、原料となる牛・豚を地元畜産農家から安定調達することで地域農業の振興に寄与する点を評価し、HACCP対応設備の導入と既存工場を改修するための資金について、食品産業品質管理高度化促進資金(HACCP資金)を融資しました。

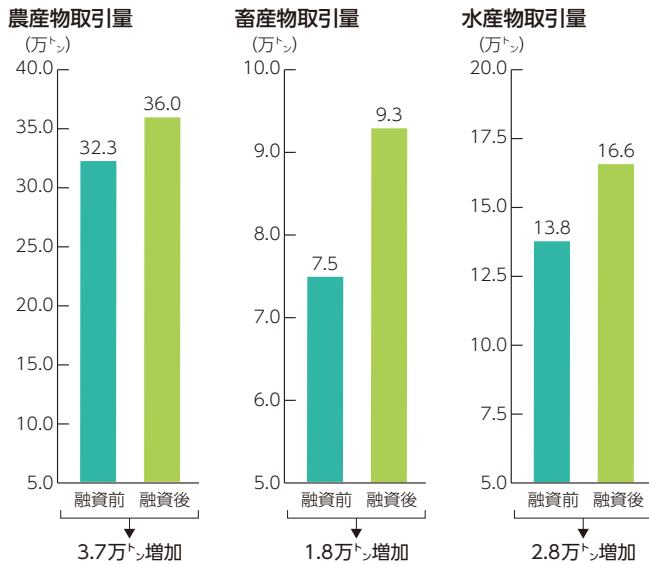
(注)高度化計画とは、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく計画で、HACCP導入までの体制・施設の整備について定めたものをいいます。高度化計画の指定認定機関には、食品の種類ごとに現在24の機関が指定されています。



国産農林水産物の利用促進に貢献しています

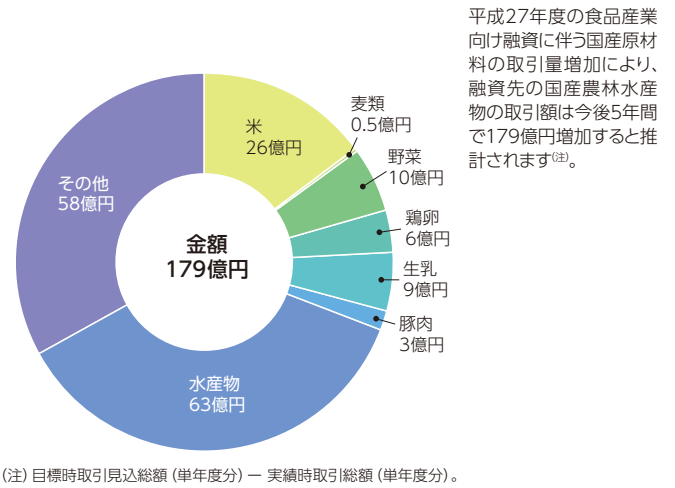
食品産業向け融資は、国産の農林水産物を原材料として使用又は商品として取り扱うことを要件としており、国産農林水産物の利用の促進につながっています。平成27年度の融資による効果を試算したところ、今後5年間で国産農林水産物の取引量が約8.3万トンを増加すると推計されます。

中でも、中山間地域活性化資金、食品流通改善資金（食品生産製造提携事業施設、食品生産販売提携事業施設）は、国産農林水産物の取引量増加を融資の要件としており、農林漁業と食品産業の連携促進に貢献しています。



(注) 取引量は単位未満を四捨五入しています。

食品産業向け融資に伴う国産農林水産物取引増加額 (平成27年度)



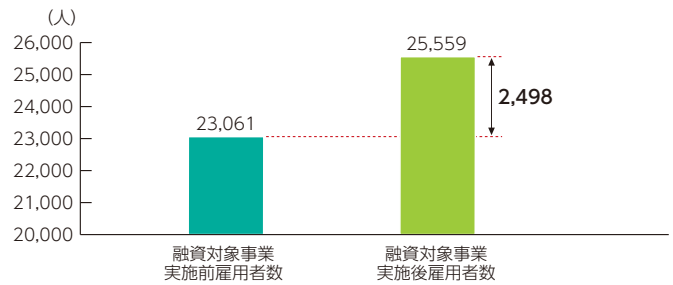
平成27年度の食品産業向け融資に伴う国産原材料の取引量増加により、融資先の国産農林水産物の取引額は今後5年間で179億円増加すると推計されます^(注)。

(注) 目標時取引見込総額 (単年度分) - 実績時取引総額 (単年度分)。

食品産業への融資を通じて雇用の創出に貢献しています

平成27年度の食品産業向け融資の対象となった事業拡大（工場の新設、多角化）に伴い、融資先企業では新たに2,498人の雇用が創出されると推計されます。

食品産業への融資を通じた雇用創出

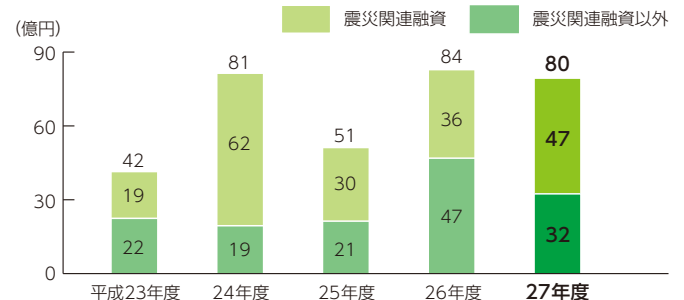


水産加工業の震災復興を支援しています

東日本大震災では、東北地方を中心に多くの水産加工施設が大きな被害を受けました。農林水産事業は、被災した水産加工業者の皆さまに対して、実質無利子化をはじめとする特別融資制度により、復旧・復興の取組みを支援しています。

平成27年度は水産加工業者の皆さまに対する震災関連融資が47億円となり、本格化した復興のための事業を支援しました。

水産加工資金融資実績の推移

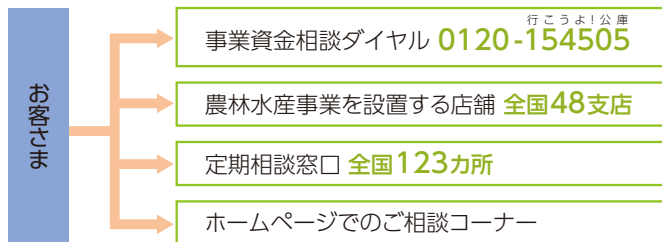


多様な経営支援サービスの提供

より身近なところで、お客さまのニーズ・課題にマッチした「経営改善のアドバイス」「ビジネスマッチング」「専門家の紹介」など、さまざまな提案や情報提供を行っています。

お客さまの身近なところでご相談を承っています

各支店や事業資金相談ダイヤルのほか、地方公共団体の出先機関など全国123カ所に定期相談窓口を設置し、お客さまのより身近なところでご相談を承っています。



お客さまとの相談の様子

「事業性評価融資」などの融資手法により経営を支援しています

●「事業性評価融資」により攻めの経営展開を行う担い手の支援を強化しています

次代を担う農業の担い手が取り組む、攻めの経営展開を支援するため、農業者の「経営者能力」や「経営戦略」をより積極的に評価する、「事業性評価融資」の取組みを平成28年2月から本格化しています。

これまで以上に積極的な融資対応を図るとともに、農業者の目標達成に向けたきめ細やかなフォローと支援を行うなど、コンサルティング機能をさらに発揮し、担い手の育成や経営サポートを行っています。

●ABL(動産担保融資)の普及を推進しています

不動産担保に依存しない融資手法として、平成20年度から家畜などを担保にした農林漁業や食品産業におけるABL(動産担保融資)の普及を推進しています^(注)。平成27年度は肉用牛、酪農の各分野に対して、合計76件(融資額72億円)の融資を行いました。

今後も、ABLの普及に取り組む、お客さまの経営支援を進めていきます。

(注)農林水産事業では、畜産・食肉関連業者などと、動産担保の保全や処分などに関する協力体制を構築するためABL協定を締結しています。

事業再生支援に取り組んでいます

地域の農林水産業の維持発展に不可欠なお客さまの事業再生支援に積極的に取り組んでいます。

具体的には、メインバンクなどの民間金融機関や外部専門家と連携して、経営改善計画の策定を支援し、計画実行後の経営相談や経営指導にも継続して取り組んでいます。特に、農業者の事業再生については、自然災害や市況の影響を受けやすいといった特性を踏まえ、農業経営アドバイザー^(注)による計画策定支援、公庫独自のネットワークを活用したスポンサー探し、生産技術の専門家によるモニタリングなどを行っています。

また、東日本大震災で被災されたお客さまの事業再生を進めるため、関係機関と連携し、迅速な復旧・復興支援に取り組んでいます。

(注)P15に農業経営アドバイザーの説明があります。

ビジネスマッチングに取り組んでいます

● 国産農産物の展示商談会 「アグリフードEXPO」を開催しています

平成27年度も全国規模の国産農産物の展示商談会「アグリフードEXPO」を東京(平成27年8月)と大阪(平成28年2月)において開催しました。

「アグリフードEXPO」は平成18年度から開催しており、販路拡大を目指す農業者や食品製造業者とバイヤーの間をつなぐ、ビジネスマッチングの機会を提供するための全国規模の展示商談会です。

全国各地から国産農産物にこだわった農業者や食品製造業者が多数出展し、来場したバイヤーとの間で活発な商談が行われています。

	EXPO東京2015 (平成27.8.18~19)	EXPO大阪2016 (平成28.2.18~19)
出展者数	868先(734小間)	429先(335小間)
入場者数	14,624人	15,490人
商談引合件数	7,573件	5,033件



「アグリフードEXPO東京2015」の様子

● インターネットでもビジネスマッチングを進めています

お客さまに販路開拓や原材料の仕入先確保などのビジネスチャンスを広げていただくため、インターネット上で商談などの情報交換を行うことができるマッチングサイト「日本政策金融公庫インターネットビジネスマッチング」を開設しています。



外部ネットワークと連携し海外展開など高度な経営支援を行っています

お客さまが抱える販路開拓や財務改善、生産性向上など多岐にわたる課題に的確に対応し、経営発展を支援するため、日本プロ農業総合支援機構(J-PAO)、日本貿易振興機構(JETRO)などの外部の専門機関と連携しています。

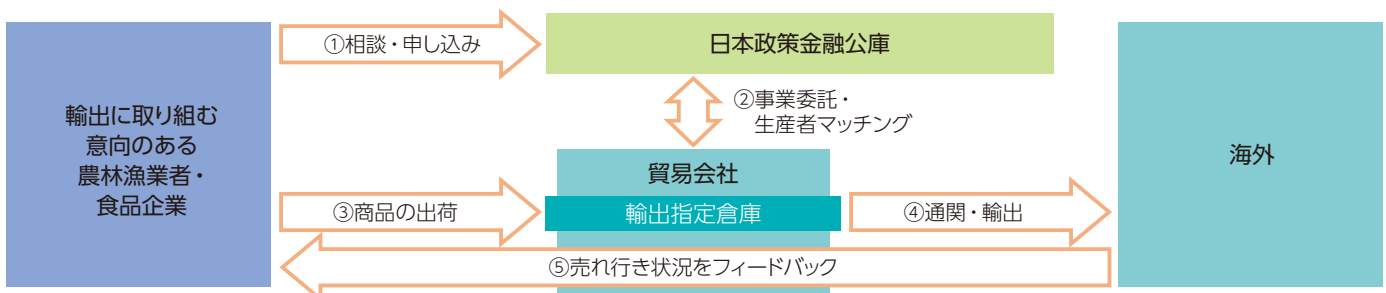
一例として、J-PAOは幅広い業種の会員と農業者支援のノウハウを持っており、お客さまの販売支援や事業化支援を行っています。JETROは、アグリフードEXPO東京・大阪で輸出商談会を開催し、海外バイヤーとのマッチングを後押ししています。

また、国内外の貿易会社と提携し、初めて農産物などの輸出に取り組むお取引先を支援する「トライアル輸出支援事業」(輸出事前準備、輸出手続き、輸出先での販売状況のフィードバックなど)を行っています。



トライアル輸出支援事業説明会の様子

トライアル輸出支援事業スキーム図



多様な経営支援サービスの提供

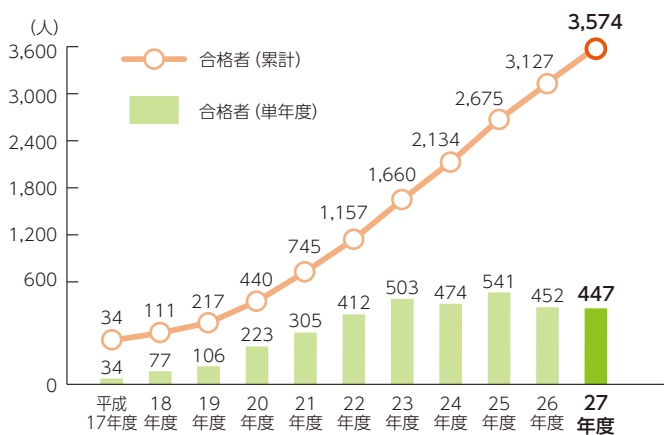
農・林・水産業経営アドバイザーによる経営支援を行っています

「農業の特性を理解している税務、労務、マーケティングなどの専門家によるアドバイスが欲しい」といった多くの農業者から寄せられる要望に応え、平成17年に農業経営アドバイザー制度を創設しました。平成28年3月末までに22回の試験を実施し、農業経営アドバイザー合格者数は全国47都道府県で3,574人となりました。また、より高度な経営課題に対応し、指導的な役割を担う農業経営上級アドバイザーは、全国で51人が誕生しています。

平成20年に創設された林業及び水産業経営アドバイザー合格者数は、林業経営アドバイザー49人、水産業経営アドバイザー43人となりました。

農林水産事業では、農業・林業・水産業の経営アドバイザーとなった職員を活用して、お客さまの経営発展を支援しています。また、税理士や中小企業診断士など公庫職員以外の経営アドバイザーと連携した総合的な経営支援サービスの活動も行っています。

農業経営アドバイザー合格者数の推移



農業経営アドバイザー合格者の内訳

(平成28年3月末現在)

民間金融機関等(農協を含む)	1,960人
税理士・公認会計士・中小企業診断士	963人
普及指導員ほか	397人
公庫職員	254人

お客さまや関係機関の皆さまに役立つ情報を提供しています

情報誌「AFCフォーラム」や各種レポートの発信、プレスリリースやホームページ、メール配信サービスなどを通じて、お客さまや関係機関の皆さまに役立つ情報を提供しています。

● AFCフォーラム

農林漁業や食品産業を取り巻く最新のテーマや全国の優れた経営事例を紹介するオピニオン誌です。

● アグリ・フードサポート

お客さま向けに融資制度の紹介やイベント情報の詳細をお知らせしています。

● 各種レポート

担い手農業者の決算動向や景況調査、食品企業の景況調査、食品に関する消費者の意識や購買行動に関する調査など専門性の高い情報を取りまとめ、プレスリリースやホームページを通じてご紹介しています。

● 最新技術情報(技術の窓)

国や都道府県の農業試験研究機関で農業技術の発展に貢献してきたベテランの専門家による最新の農業経営・技術に関する情報をホームページを通じてご紹介しています。



農林漁業分野における民間金融サポートの推進

リスク評価に関する情報提供や出資・証券化支援業務などを通じて、民間金融機関が積極的に農林漁業分野の出融資に参入できるよう環境を整備しています。

民間金融機関との連携強化に取り組んでいます

農林水産事業では、638の民間金融機関と業務委託契約を締結しているほか、平成16年4月の鹿児島銀行を皮切りに、408の民間金融機関と「業務連携・協力に関する覚書」を締結し、民間金融機関の農林漁業分野における融資への参入を支援する取組みを行っています。

この取組みをベースに、平成26年度からは、6次産業化や農商工連携など、民間金融機関から連携強化を求められている分野において実効性を高めるため、民間金融機関と連携・協調した融資に重点的に取り組んでいます。

業務協力機関数

(平成28年3月末現在)

農林中央金庫	1
信用農業協同組合連合会等	33
信用漁業協同組合連合会等	5
銀行	100
信用金庫	196
信用組合	59
その他金融機関	14
合計	408

ACRIS(農業信用リスク情報サービス)を提供しています

ACRISは、民間金融機関が積極的に農業融資に参入できる環境を整備するため、農林水産事業が開発した農業版スコアリングモデルです(会員制有料サービス)。

当事業では、ACRISを農業金融活性化のツールとして位置付け、ご利用いただいている金融機関や税理士などの会員の皆さまと業務の連携を進めています。

なお、毎年精度の検証を行い、必要に応じて経済情勢などを反映したモデルの改良を実施しています。

ACRIS利用による帳票イメージ



証券化支援業務に取り組んでいます

農林水産事業は、民間金融機関による農業融資を推進するため、信用補完への枠組み(証券化支援業務)を構築し、提供しています(平成20年10月業務開始)。この枠組みを活用することにより、民間金融機関は、融資額の80%又は5,000万円を上限として信用リスクを日本公庫に移転することが可能となっています。

平成28年3月末時点で、全国111の金融機関が当事業と基本契約を締結しています。

このうち66の金融機関で、証券化支援業務による信用補完を組み込んだ農業者向け融資商品を開発しています。

基本契約を締結した金融機関数

(平成28年3月末現在)

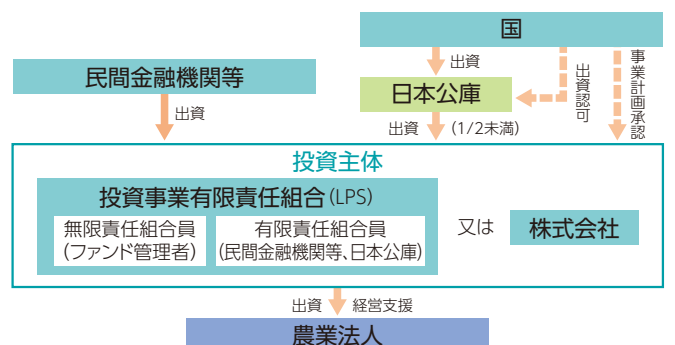
	銀行	信用金庫	信用組合	合計
北海道	1	11	1	13
東北	7	4	1	12
関東	2	3	2	7
中部	7	17	3	27
近畿	5	7	0	12
中国	2	9	1	12
四国	5	2	0	7
九州	9	11	1	21
合計	38	64	9	111
(うち融資商品開発)	(29)	(36)	(1)	(66)

農業法人への出資支援に取り組んでいます

農林水産事業は地域農業の担い手となる農業法人の自己資本の充実を支援するため、農林水産大臣から事業計画の承認を受け農業法人に投資する投資事業有限責任組合(LPS)及び株式会社に出資しています。

(平成28年3月末現在)

	LPS	株式会社
出資先数	10組合	1社
総出資約束金額又は資本金 (うち日本公庫)	52.0億円 (25.5億円)	40.7億円 (20.3億円)



農林漁業分野における民間金融サポートの推進

融資制度 事業目的別にみた主な融資制度

こんなとき、こんな条件でご利用できます。

資金の使いみち		主な融資制度	返済期間(以内)	うち元金返済据置期間(以内)
農業融資	効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手の経営改善			
	●農地などの取得	(認定農業者の方)農業経営基盤強化資金(略称:スーパーL資金)	25年	10年
	●償還負担を軽減するための農業負債整理資金(制度資金は除く)	(農業を営む個人、法人、集落営農組織など)経営体育成強化資金	25年	3~10年
	●トラクターなどの農機具の取得 ●農舎、温室、畜舎などの施設の整備 ●家畜の購入・育成費、種苗代、施設のリース料など ●農産物の加工販売など6次産業化のための施設の整備など	(エコファーマー、6次産業化・地産地消法の認定を受けた方など)農業改良資金	12年	3~5年
	●償還負担を軽減するための農業負債整理資金			
	●農産物の処理加工、保管貯蔵、直売施設、農家民宿、体験型観光農園などの整備 ●施設の稼働に関連する経費	農林漁業施設資金(略称:スーパーW資金)	10~25年	3~5年
	新たな農業経営の開始			
	●トラクターなどの農機具の取得 ●農舎、温室、畜舎などの施設の整備 ●家畜の購入・育成費、種苗代、施設のリース料など ●農産物の加工販売など6次産業化のための施設の整備	(認定新規就農者の方)青年等就農資金	12年	5年
	事業再生による農業者の再生・整理承継			
	●事業の再生に必要な資金	経営体育成強化資金	25年	3年
	環境保全への取組み、生産基盤の整備や地域振興			
	●家畜排せつ物処理施設の整備 ●バイオマス利活用施設の整備 ●太陽光、地熱利用による発電施設などの整備	畜産経営環境調和推進資金	15~20年	3年
		農林漁業施設資金(環境保全型農業推進、バイオマス利活用施設)	15~20年	3年
	●用水路、排水路、農道の整備 ●ほ場、牧野の整備 ●農業集落排水施設の整備 ●預託事業に必要な生産家畜の購入	農業基盤整備資金	25年	3~10年
		担い手育成農地集積資金	25年	10年
セーフティネット機能				
●災害や社会的・経済的な環境変化などの影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金	農林漁業セーフティネット資金	10年	3年	
●被災した生産設備の復旧	農林漁業施設資金(災害復旧)	15~25年	3~10年	
ベンチャーなど新規事業育成				
(新技術の導入、経営のシステム化、地域ブランドの確立などのための) ●農産物の生産施設や機械の取得 ●農産物の加工販売施設の整備 ●試験研究施設の整備 ●施設の稼働に関連する経費	農林漁業施設資金(特別振興事業)	10~15年	3年	
	資本性ローン	18年固定	8年固定	
林業融資	適切な森林整備			
	●人工植栽、天然林の改良 ●下刈、間伐などの森林の保育管理 ●造林用機械の取得 ●林道、作業道の開設・改良	林業基盤整備資金(造林・林道・利用間伐)	15~55年	3~35年
		森林整備活性化資金	30年	20年
	林業の担い手の経営改善			
	●造林のための土地、林地の取得 ●分収林の取得	林業経営育成資金	20~35年	20~25年
	地域資源を活用した山村活性化、国産材の供給・加工体制整備			
	●林産物の処理加工施設の整備 ●林産物の流通販売施設の整備 ●素材生産施設・機械の取得 ●森林レクリエーション施設の設定	林業構造改善事業推進資金	20年	3年
		農林漁業施設資金	15~20年	3年
		中山間地域活性化資金	15~25年	3~8年
	セーフティネット機能			
●災害や社会的・経済的な環境変化などの影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金	農林漁業セーフティネット資金	10年	3年	
●復旧造林、林道の復旧	林業基盤整備資金(災害復旧)	20~55年	3~35年	
●被災した生産設備の復旧	農林漁業施設資金(災害復旧)	15~20年	3年	

資金の使いみち		主な融資制度	返済期間(以内)	うち元金返済 据置期間(以内)
漁業融資	漁業の担い手の経営改善			
	<ul style="list-style-type: none"> ●漁具、漁船漁業用施設などの整備 ●漁獲物の処理加工施設の整備 ●漁業経営の改善に必要な長期資金 ●養殖用施設・作業船の整備 	漁業経営改善支援資金	15年	3年
	<ul style="list-style-type: none"> ●漁船の改造・建造・取得、漁船用機器の設置 	漁船資金	5~12年	2年
	水産資源の適切な管理と持続的利用への取組み			
	<ul style="list-style-type: none"> ●漁場の改良・造成 ●種苗生産施設の設置 ●漁業環境保全のための施設の整備 	漁業基盤整備資金(漁場整備)	20年	3年
	漁村環境活性化			
	<ul style="list-style-type: none"> ●漁港施設の整備 ●漁業集落排水施設などの整備 	漁業基盤整備資金(漁港整備)	20年	3年
	セーフティネット機能			
	<ul style="list-style-type: none"> ●償還負担を軽減するための漁業負債整理資金 	漁業経営安定資金	15~20年	3年
	<ul style="list-style-type: none"> ●災害や社会的・経済的な環境変化などの影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金 	農林漁業セーフティネット資金	10年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ●被災した生産設備の復旧 	農林漁業施設資金(災害復旧)	15~20年	3年	
食品産業融資	安全・安心な食品の安定供給への取組み			
	<ul style="list-style-type: none"> ●HACCP導入やその前段階の衛生・品質管理のための施設の整備など 	食品産業品質管理高度化促進資金(略称:HACCP資金)	15年	3年
	<ul style="list-style-type: none"> ●食品残さの再資源化、食品の流通対策、新規事業の育成に必要な施設の整備 ●米粉の新用途への利用の促進に必要な施設の整備など 	食品安定供給施設整備資金	15年	3年
	原料産地の農林漁業の振興と「農」と「食」の連携			
	<ul style="list-style-type: none"> ●中山間地域の農畜水産物を使用した新商品、新技術の研究開発又は利用のための製造・加工・販売施設の整備 ●需要を開拓するための展示・販売施設の整備 	中山間地域活性化資金	15年	3年
	<ul style="list-style-type: none"> ●米加工品、乳製品などの新商品製造のための施設の整備など ●他の農産加工業への転換のための施設の整備など ●生産の共同化等の事業提携のための施設の整備など 	特定農産加工資金	15年	3年
	<ul style="list-style-type: none"> ●イワシ、サバなどの水産加工施設の整備など 	水産加工資金	15年	3年
	<ul style="list-style-type: none"> ●米、ミカン、トマト、豚肉、鶏肉などの新たな用途の事業化のための施設の整備など 	新規用途事業等資金	15年	3年
	<ul style="list-style-type: none"> ●飲用牛乳の処理施設の整備 ●乳製品の製造施設の整備 ●牛乳、乳製品の流通合理化のための施設の整備 	乳業施設資金	15年	3年
	農畜水産物の流通システム整備			
<ul style="list-style-type: none"> ●卸売市場、場内業者施設の整備など ●生産者と食品製造業者が提携して実施する農漁業施設、食品製造関連施設の整備など ●生産者と食品販売業者が提携して実施する食品流通システムの整備 	食品流通改善資金	15~25年	3~5年	

1 融資の限度額について

- 融資対象事業に対し、お客さまが負担する額の30~80%を上限に融資することとしています(一部、例外もあります)。
- 融資限度額が定められている資金については、その範囲内としています。

2 融資の利率について

- 利率は金利情勢によって変更することもあります。融資時の利率は返済が終わるまで変わらない固定金利です(資金によっては融資後10年経過するごとに利率を見直す方法も選択できます。また、林業融資において、融資後20年経過ごとに一律利率を見直す制度があります)。
- 資金によっては、ご返済期間に応じて異なる利率となります。
- なお、最新の金利は日本公庫のホームページ(<http://www.jfc.go.jp/>)をご覧ください。

3 食品産業融資の返済期間について

- 中小企業者に対するものは10年超に限り(ただし、食品流通改善資金(食品生産製造提携事業施設、食品生産販売提携事業施設)における農林漁業者に対するものは除きます)。

4 ここに掲載した融資制度の一覧は、各資金の主な内容を記載したものです。詳しい内容については、お近くの日本公庫支店(農林水産事業)又は最寄りの業務委託金融機関の窓口にお尋ねください。

融資制度にかかるお知らせ

認定農業者に対するスーパーL資金の特例措置

- 「人・農地プラン」で地域の中心となる経営体として位置付けられた方などへの実質無利子化制度
「人・農地プラン」で地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者などがスーパーL資金を利用する場合に、貸し付け当初5年間の金利負担が実質無利子となる制度が措置されました。
- TPP対策のための実質無利子化制度及び実質無担保・無保証人融資制度(担い手経営発展支援金融対策)
TPP対策のための特例措置として、「人・農地プラン」で地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者などであって、TPP協定による経営環境の変化に対応して新たに攻めの経営展開を行う計画(経営展開計画)を策定した方が、スーパーL資金の融資を受ける場合に、貸し付け当初5年間の金利負担が実質無利子となる制度が平成28年2月から措置されました。
また、この実質無利子化制度の適用を受ける方のうち、主として借り入れた資産により事業を行っているなどの理由により十分な担保提供ができない場合には、公庫が事業性評価による審査(事業性評価融資)により、事業を遂行できる経営能力があること及び投資する事業に十分に事業性があることを確認したうえで、実質無担保・無保証人での融資を受けることができる制度も措置されました。

スーパーL資金の特例制度の概要

	1. 「人・農地プラン」	2. TPP対策
対象となる方	以下の要件を満たす方 ・「人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者(注1)、又は、農地中間管理機構から農用地などを借り受けた認定農業者	以下のすべての要件を満たす方 ・「人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者(注1)、又は、農地中間管理機構から農用地などを借り受けた認定農業者 ・TPP協定による経営環境の変化に対応して新たに攻めの経営展開を行う計画(経営展開計画)を策定している者
対象となる特例措置	・金利負担軽減措置(注2、3、4)	・金利負担軽減措置(注2、3、4) ・実質無担保・無保証人貸付措置(注2) (TPP対策のための金利負担軽減措置と実質無担保・無保証人貸付措置は併用可能)
資金の使いみち(補助事業との関係)	農業経営改善計画の目標達成に必要な設備資金、長期運転資金など(注5) 国庫補助事業の補助残部分をご融資の対象とする場合は、金利負担軽減措置の対象になりません。	国庫補助事業の補助残部分をご融資の対象とする場合でも、金利負担軽減措置の対象になります。
融資限度額	個人：3億円(特認6億円)、法人：10億円(特認20億円)	
返済期間(以内)	25年(うち据置10年)	

- (注) 1. 「人・農地プラン」とは、集落・地域が抱える人と農地の問題解決のため、今後の地域の中心となる経営体はどこか、地域の中心となる経営体にどうやって農地を集めるか、地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方などについて、集落・地域における話し合い、市町村による検討会を通じて策定されるものです。
2. 金利負担軽減措置及び実質無担保・無保証人貸付措置には予算枠に限りがあります。
3. 金利負担軽減措置が受けられる期間は、貸付当初5年間です。
4. 利子助成の上限は2%です。このため、日本公庫の貸付金利が2%を超える場合は、2%を超えた部分は借入者の負担となります。
5. 経営の安定化(負債整理など)のための資金をご利用いただく場合は、金利負担軽減措置の対象になりません。

青年等就農資金の拡充

新たに農業経営にチャレンジする認定新規就農者が利用できる青年等就農資金において、次の要件をすべて満たす場合に特認限度額(1億円)が利用できます。

- 青年等就農計画における農業所得の目標が当該認定新規就農者の所在する地域の平均以上となるものであること。
- 次のいずれかに該当する場合であって、農業の技術及び経営方法を習得したと認められる旨の意見書が都道府県知事の認定を受けた指導農業士(これに類するものを含む。)等から提出されているものであること。
 - (1) 農業の技術又は経営方法を実地に習得するため、指導農業士(これに類するものを含む。)又は認定農業者が主宰する農業に年間150日間以上従事した年(以下「技術等習得年」という。)が2年以上である者。
 - (2) 技術等習得年が1年以上あり、かつ、農業大学校等の農業経営者育成教育機関における研修と通算して2年以上ある者。

青年等就農資金の概要

対象となる方	認定新規就農者 ※市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人
資金の使いみち	青年等就農計画の達成に必要な設備資金、長期運転資金など ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限りです。
融資限度額	3,700万円(特認限度額1億円)
返済期間(以内)	12年(うち据置5年)

食品産業品質管理高度化促進資金(HACCP資金) 認定対象の食品の種類の特拡充

高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定対象の食品の種類に「油糧種子食品(すりごまなど)」(公益財団法人 日本食品油脂検査協会)及び「精米」(一般社団法人 日本精米工業会)が追加されました。

農林漁業者・食品産業事業者向け震災特例融資(農林水産事業)

(イ)実質的な無担保・無保証人、実質無利子融資

利用対象者	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年5月2日法律第40号)第2条第3項に定める特定被災区域(岩手、宮城、福島)の3県は全域。青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野の7県は一部)に、ほ場、事業所その他の拠点を有し、地震・津波などにより被災した方で以下の要件を満たす方。 農業者:本人の罹災証明書が確認できる農業者で、以下のいずれかの要件を満たす方。 ①震災の影響により農業経営を中止し、農業経営を再開していない方又は再開後2年を経過していない方。 ②震災後の各年における年間売上額が震災前の直近年の年間売上額の9割に達していない方(被災事業用資産の復旧が困難であった方等で、被災事業用資産の復旧等を行うとする方に限ります)。 林業者:本人の罹災証明書が確認できる林業者、又は、重要な取引先(出荷先、資材調達先等)の罹災証明書が確認でき、かつ、その取引先の被災の影響で、売上の減少などが一定水準以上になることを確認できる林業者で、直近3カ年の年間売上額が、震災前3カ年の年間売上額に満たない方。 漁業者:本人の罹災証明書が確認できる漁業者で、岩手県、宮城県、福島県、茨城県において事業活動を行う方。
制度の概要	1. 実質的な無担保・無保証人制度 担保:原則として、融資対象物件に限る(運転資金の場合等は不要) 保証:原則として、個人の場合は不要、法人の場合に必要な場合は代表者のみ 2. 実質無利子制度 一定期間(最長18年間)金利相当分が利子助成(上限2%)されることにより、貸付利率が実質無利子化
対象資金	農林水産事業が融資する以下の資金 【農業資金】 スーパーL資金、経営体育成強化資金、農業基盤整備資金(畜産基盤整備事業を除く) 【林業資金】 林業基盤整備資金 【漁業資金】 漁船資金、漁業経営改善支援資金、漁業経営安定資金、水産加工資金、漁業基盤整備資金 【共通資金】 農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金(農業の共同利用施設を除く)

※上記のほか、別途、各資金制度の融資要件が適用されます。

(ロ)融資期間・据置期間の延長

制度の概要	融資期間・据置期間を通常より3カ年延長します。 これは、以下の要件を満たす方を対象に全資金(青年等就農資金、農業改良資金、担い手育成農地集積資金を除く)でご利用いただけるものです。 1. 本人の罹災証明書が確認できる農林漁業者等 2. 重要な取引先(出荷先、資材調達先等)の罹災証明書が確認でき、かつ、その取引先の被災の影響で、売上の減少などが一定水準以上になることを確認できる農林漁業者等
-------	--

※上記のほか、別途、各資金制度の融資要件が適用されます。

(ハ)融資限度額の引き上げ等

利用対象者	1. 本人の罹災証明書が確認できる農林漁業者等 2. 重要な取引先(出荷先、資材調達先等)の罹災証明書が確認でき、かつ、その取引先の被災の影響で、売上の減少などが一定水準以上になることを確認できる農林漁業者等
制度の概要	【農林漁業セーフティネット資金】 残高通算で600万円→1,200万円(特認:年間経営費等の3/12相当額→12/12相当額) 【農林漁業施設資金(主務大臣指定施設)】 1施設当たり負担額の80%又は300万円(漁船は1,000万円)のいずれか低い額→1,200万円(漁船は7,000万円) 【経営体育成強化資金】 個人1億5,000万円→2億5,000万円、法人5億円→8億円 なお、再建整備及び償還円滑化については、以下のとおり引き上げ 1. 再建整備 ^(注1) 個人1,000万円(特認1,750万円、特定2,500万円)→2,000万円(特認3,500万円、特定5,000万円)、法人4,000万円→8,000万円 2. 償還円滑化 ^(注2) 借換対象を、経営改善計画の5年間(特認10年間)において支払われるべき負債の各年の支払額の合計額→借換対象を、経営改善計画の5年間(特認25年間)において支払われるべき負債の各年の支払額の合計額 【漁業経営安定資金(償還円滑化資金)】 ^(注3) ア 借換対象に漁業近代化資金を追加 イ 借換対象を、漁業経営安定計画の5年間(特認10年間)において支払われるべき負債の各年の支払額の合計額と所定の金額から算出される額のいずれか低い額

※上記のほか、別途、各資金制度の融資要件が適用されます。

(ニ)その他の資金の制度

制度の概要	【スーパーL資金】 借入金の一部を資本とみなすことができる震災対応型資本性貸付を創設 【漁業経営改善支援資金(漁船取得資金及び共同利用施設資金)】 貸付限度額の特例対象事業に漁業・養殖業復興支援事業を追加(養殖業を除く)
-------	---

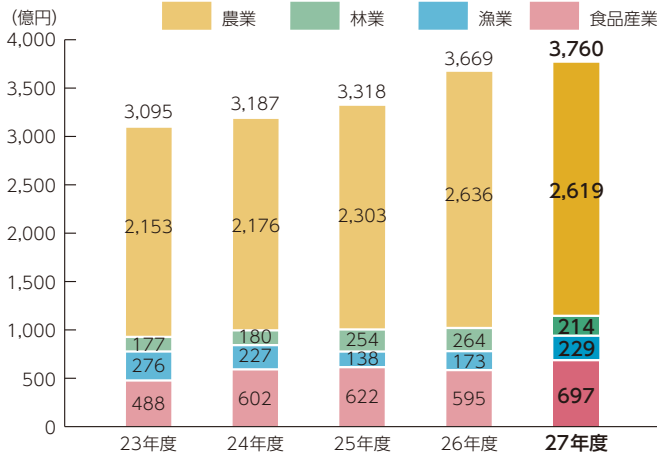
※上記のほか、別途、各資金制度の融資要件が適用されます。

- (注) 1. 制度資金以外の営農資金を借り受けたために生じた負債の整理に必要な資金。
 2. 農業の制度資金の負債を整理し、支払いを円滑にするために必要な資金。
 3. 公庫資金の負債を整理し、新たな漁船等を計画的に取得する内容を含む計画を達成するための資金。

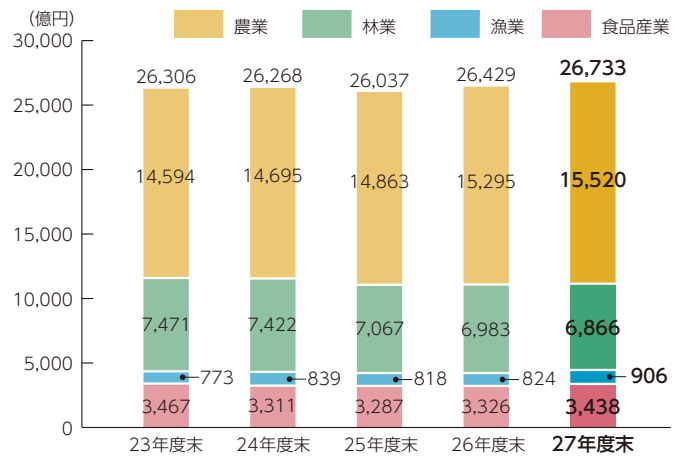
実績資料

● 融資業務の状況

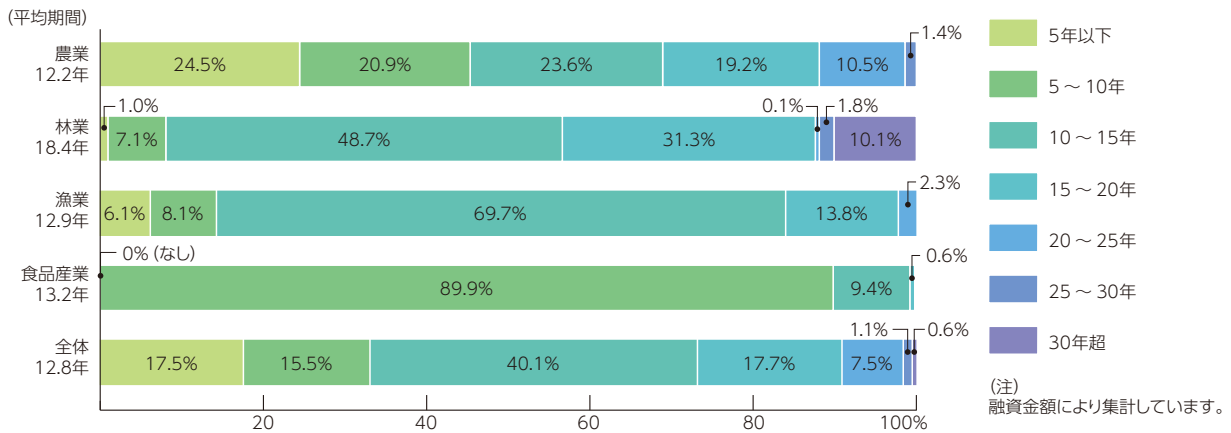
融資実績の推移



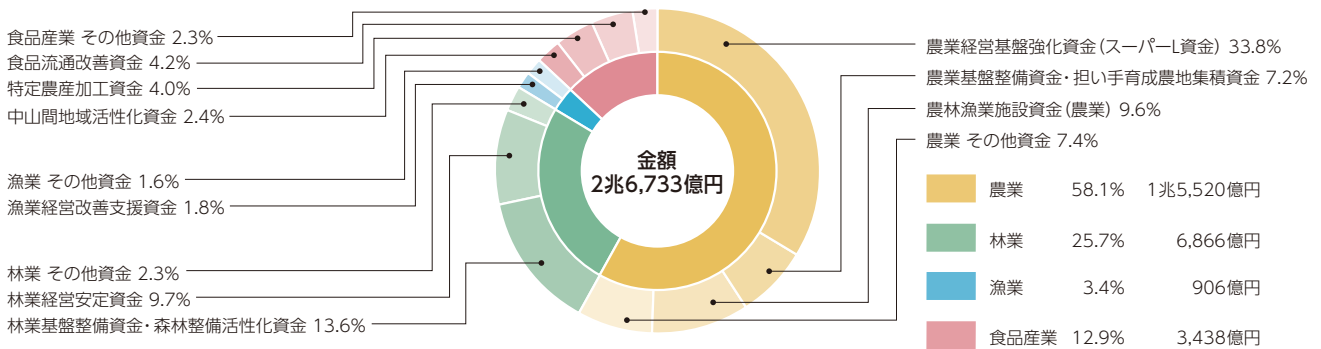
融資残高の推移



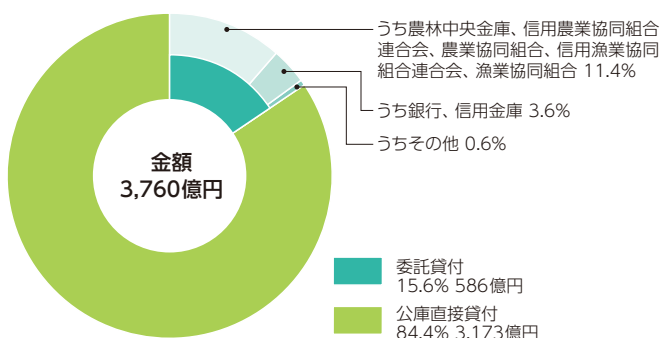
返済期間別の融資状況 (平成27年度)



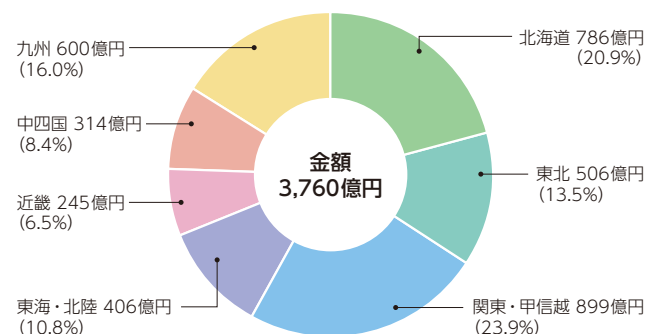
融資残高の業種別・資金使途別内訳 (平成27年度末)



取扱金融機関別の融資状況 (平成27年度)



地域別の融資状況 (平成27年度)

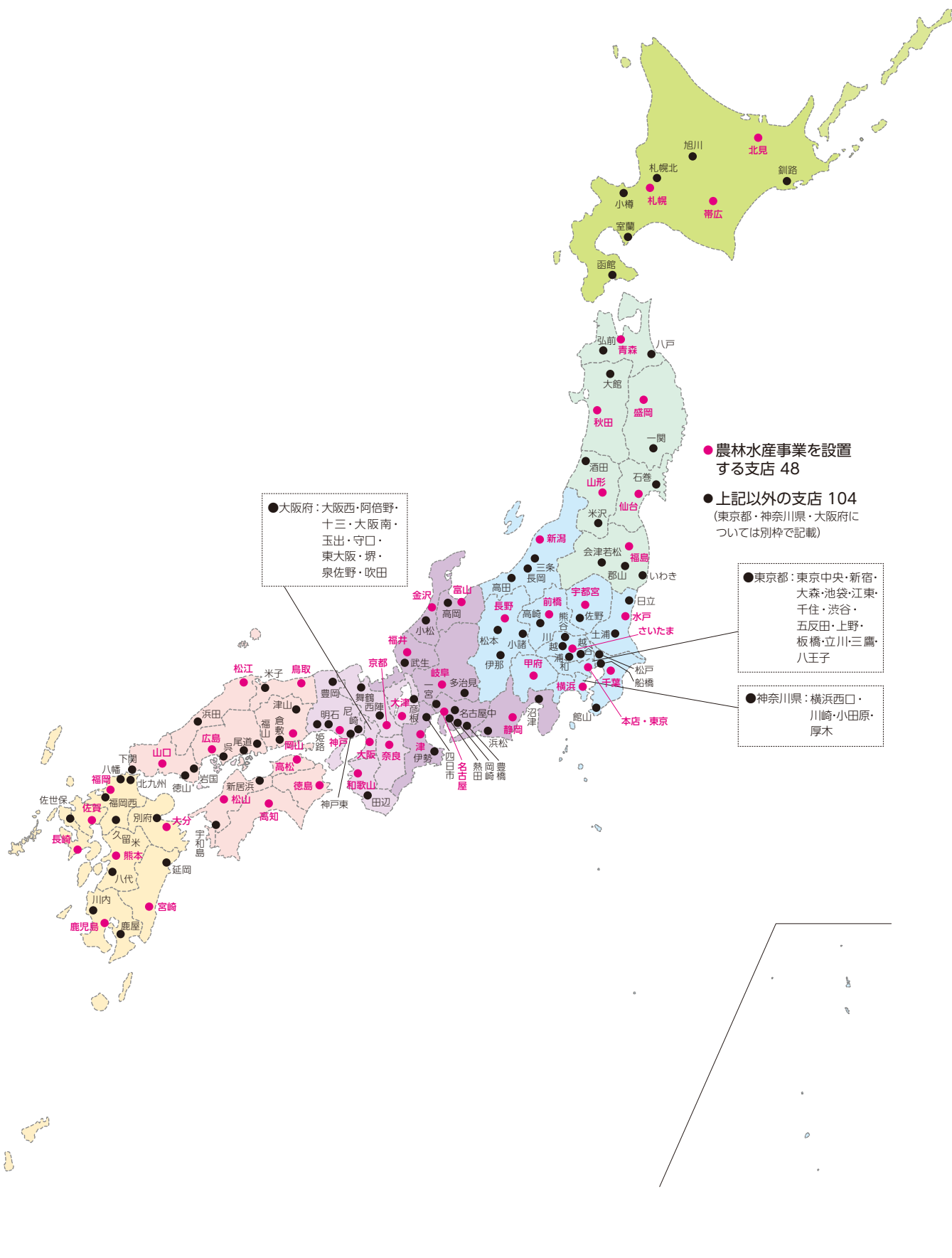


ご相談窓口一覧

【定期相談窓口を設置しています】

支店のほか、皆さまのお近くの施設で経営や資金のご利用に関する定期相談窓口を設置しています。

農林水産事業の最寄りの支店か、事業資金相談ダイヤル **0120-154505** 行こうよ！公農 にお問い合わせください。



ご相談窓口一覧



平成28年7月発行

この冊子は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に定められた環境物品の基準に適合する再生紙を使用しています。



環境に配慮した植物油インキを使用しています。